

戸島一番ブリの美味しさを多くの人に 鰯料理 とじま亭

愛媛県は、瀬戸内海と宇和海という特徴の異なる2つの海洋に恵まれ、全国有数の海面漁業・養殖業生産量を誇っています。特にリアス式海岸が続く宇和海では、まだい、真珠の収穫量が全国1位で、水産物養殖が盛んな地域です。

その宇和海に面した宇和島市に、県内外から多くのお客さんが訪れる「鰯料理とじま亭」があります。同店は、宇和島港から高速船で45分ほどかかる離島「戸島」で養殖された「えひめ! 「愛」あるブランド産品」に認定されている「戸島一番ブリ」のみを使った鰯料理専門店です。うわうみ漁協戸島支所女性部を中心とした女性グループ「とっとまむ」が運営しています。



鰯料理とじま亭

「とっとまむ」は、養殖ぶりの価格低迷等で厳しい養殖業経営を何とかしたいという思いで平成18年に結成し、戸島のぶりをを使った様々な加工品を開発・販売しましたが、売上げが思うように伸びませんでした。そこで、新たなことに取り組もうと話し合った結果、「戸島一番ブリ」の美味しさを伝えるには、素材そのものの味を提供する場が必要だということで、「鰯料理とじま亭」を25年10月10日に開店しました。



戸島ブリ定食

同店の藤川代表は、「戸島一番ブリの美味しさを多くの方に知っていただき、戸島の地場産業である水産業を担う後継者が育つことで戸島を元気にするお手伝いがしたい」と抱負を語っていました。



炙りブリ丼

平成30年度農林水産大臣感謝状伝達 ～10月18日「統計の日」～

10月18日「統計の日」は、国民の皆さんに、統計調査の重要性への理解と関心を深めていただき、調査へより一層のご協力をいただくことを目的に、昭和48年、政府によって定められました。

農林水産省では、毎年「統計の日」に合わせて、永年にわたり各種統計調査にご協力いただいている方に対して、農林水産大臣の感謝状を授与し、その功労を讃えることとしています。

愛媛県拠点では、平地方参事官が調査農家を訪問し、大臣感謝状を手渡しすると共に、日頃の調査協力に対するお礼を伝えました。

また、農業者からは、農業のこだわり、工夫していること、苦労したことなどの話を聞きました。

本年の受賞者は、農林水産統計業務永年協力者として農業経営統計調査農家15名、農林水産統計業務特別協力者として海面漁業漁獲統計調査員4名の計19名となっています。



永年にわたり調査協力をいただいている笹田さん(右)

インフォメーション

消費税軽減税率制度の実施について

農業者の皆さんへ

**2019年10月1日から
消費税の軽減税率制度が実施されます**
～軽減税率制度は全ての事業者の方にあります！～

2019年10月1日に消費税率が10%に引上げられることに伴い、低所得者の負担を軽減するため飲食料品と新聞に対する軽減税率(8%)制度が実施され、2023年10月から適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。これには、飲食料品の取扱い(売上)がない場合や免税事業者も対応が必要となる場合があります。軽減税率制度の実施に向けて計画的な準備をお願いします。
このリーフレットでは、農業者の皆さんに特にご留意いただきたいことをおわかりやすくQ&A方式で説明します。

軽減税率制度実施スケジュール

	2019年10月	2021年10月	2023年10月	2025年10月	2029年10月
消費税率	8% (国6.3%、地方1.7%)	標準税率10% (国7.8%、地方2.2%) 軽減税率(飲食料品等) 8% (国6.24%、地方1.76%)			
仕入税額控除要件	請求書等保存方式 ※免税事業者からの仕入税額控除不可	区分記号請求書等保存方式 ※免税事業者からの仕入税額控除不可	適格請求書等保存方式 (インボイス制度) ※免税事業者からの仕入税額控除不可		
請求書等の発行義務	請求書等の発行義務なし ※免税事業者も発行可		適格請求書等の発行義務あり ※免税事業者は発行不可		
事業者登録				適格請求書発行事業者申請受付・登録開始	

軽減税率(8%適用)の対象品目

まず、免税事業者の方も含めて、自分の取り扱う農産物等が軽減税率の対象かどうかを知ることが重要です。軽減税率の対象は、「飲食料品(酒類及び外食を除く)」と「定期継続契約が締結された2回以上発行される新聞」です。

軽減税率(8%適用)	標準税率(10%適用)
<ul style="list-style-type: none"> 米 野菜 果物 花(食用) 製菓材料の様子 食肉 農業レストランの弁当の「持ち帰り販売」 	<ul style="list-style-type: none"> 飲料用米 醸造酒 日本酒 花(観賞用) 製菓用の菓子 日本酒 肉用牛などの生きた家畜 農業レストラン内の飲食(外食) ケータリング(相手方が指定した場所に於いて行う) 役所を伴う飲食料品の提供
<ul style="list-style-type: none"> 送料(農産物振込に含まれている場合) 包送料(農産物振込に含まれている場合) いちご狩りや採ったいちごを土産用に販売 	<ul style="list-style-type: none"> 送料(農産物と別に請求する場合) 包送料(農産物と別に請求する場合) いちご狩りの入園料 販売手数料

軽減税率対象の飲食料品は、人の飲用又は食用に供されるもの(食品表示法に規定する食品)です。

平成31年10月から消費税の軽減税率制度が導入されます。軽減税率制度に関することや中小事業者等向けの支援につきましても、以下のホームページ等をご覧ください。

○軽減税率制度に関すること・国税庁ホームページ
又は最寄りの税務署

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimo_kubetsu/shohi/keigenzeiritsu//index.htm

○中小事業者等への支援・「軽減税率対策補助金事務局」

専用ダイヤル：0570-081-222

<http://kzt-hojo.jp/>

※軽減税率対策補助金の申請受付の期限が延長されました。

○農業者の皆様へ(軽減税率制度パンフレット・農林水産省ホームページ)

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/tyosei/attach/pdf/keigen-8.pdf>

◎「News Letter」は、奇数月に発行しています。

編集：中国四国農政局 愛媛県拠点

〒790-8519 松山市宮田町188番地 松山地方合同庁舎

TEL(089)932-1177(代) FAX(089)932-1872 <農政局HP>

◆ニュースレターに関するアンケートにご協力ください。

<http://www.maff.go.jp/chushi/>

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/nl180401.html>